

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 1 月 定 例 会 ——

平成20年11月21日（金）

開 催 日 時 平成20年11月21日（金） 午前9時30分～午前10時46分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

武藤真仁体育課長

村上千草中央公民館長補佐

柄澤俊彦中央図書館長

谷口雄磨指導主事

佐藤晴美指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任

傍 聴 者 1名

午前9時30分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会11月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（８）、及び、議案第３８号から第４２号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）平成２０年度東京都市町村教育委員会連合会第３ブロック研修会について。私から報告いたします。資料№.１をごらんください。

御承知のとおり、このたびの研修は私ども小平が主催市で、去る１０月３０日木曜日１４時から２時間ほど平櫛田中彫刻美術館にて行われました。参加者は６市から２１名と、小平市の教育委員全員と石川教育庶務課長補佐の６名を加え、計２７名でした。

藤井学芸員により平櫛田中彫刻作品と小平市の文化行政の取り組みについての話の後、開催中の特別展「仏像インスピレーション」と記念館を、藤井学芸員の説明を聞きながら見学。また田中を紹介したビデオも見ていただきました。ほとんどの方が来館されたのは初めてのようでした。大変熱心に見学していただきました。作品はもとより企画力、そして美術館の存在を高く評価してくださる声が聞かれました。また学芸員の案内、説明が感じよくわかりやすかったと好評でした。

この研修会は私ども小平市の教育委員にとりましても、改めて勉強になったことも多く、有意義なものとなりました。

以上です。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）生活文教委員会の開催結果について。阪本教育長から御説明をお願いします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１）生活文教委員会の開催結果について、を報告いたします。資料はございません。

市議会閉会中の生活文教委員会が11月5日に開催され、「少人数学級について」として、所管事務調査が行われました。教育委員会事務局からは、昼間教育部長、山田教育部理事のほか、関係職員が出席いたしました。

この少人数教育には、少人数の学習集団をつくる「少人数指導」と、少人数の学級編制とする「少人数学級」の、二つの考え方がございますが、東京都では少人数指導の考え方をとっており、小平市においても同様に、少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習指導方法を取り入れ、児童・生徒一人一人の課題に対応した指導を図っているところでございます。

生活文教委員会の中では、冒頭に山田教育部理事から少人数学級編制に関する概要として、平成13年以降、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、児童または生徒の実態を考慮して、特に都道府県教育委員会が必要と認める場合には、40人を下回る少人数学級の編制も可能となっていること。こうした動きを受けて、現在、東京都以外の46道府県では、規模の違いはあるものの、少人数学級を実施していること、等の状況を説明した後、委員からの質疑等に応答いたしました。

その他、内容の詳細につきましては、議会事務局において会議の要録ができ上がりましたら、そちらをごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（２）平成21年度予算編成方針について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）平成21年度予算編成方針について、を報告いたします。資料No.2をごらんください。

去る10月22日の庁議で、市長から平成21年度予算編成方針が示されました。

我が国経済の現状、国の動向、都の動向につきましては資料に記載のとおりでございますが、これらを踏まえた、平成21年度に向けた小平市の財政事情としては、歳入について市税の減収が予測されることや政策減税の動きがあることなどを踏まえ、「市財政を取り巻く環境は、厳しいものにかわってきたと認識せざるを得ません。」との見込みが示されております。

また、小平市の課題として、「市民の目線にたって、行政に何が求められているのか、行政が果たすべき仕事と役割を見きわめながら課題に対応していく必要があります。」とした上で、「平成21年度の予算編成は、行政サービスの低下はさせることなく、以上の基本的認識に立つて、かかる厳しい経済状況を事業見直しを図る好機として捉え、次の方針で進めることとしま

す。」として、7項目の予算編成方針が示されたものでございます。

この7項目の方針につきましては、内容の基本的な構成は前年度と同様でございますが、4「財源の確保」については、2段落目の「さらなる収入率のアップを計ること」「広告収入等の新たな財源確保に努めること。」、及び、4段落目の「現在ある基金を有効に活用し、基金の設置目的にあった事業には積極的な財源充当を検討していくこと。」が追加されており、また、7「行政評価」は項目追加されております。

そのほか、昨年度の各項目と比較して、全体的に、厳しい財政見通しを踏まえた表現に改められております。

予算編成方針の次に資料として配付してございます「1小平市の財政状況について」と、「2小平市の財政上の課題について」は、それぞれ参考資料としてごらんください。

以上を踏まえまして、現在、事務局にて来年度予算の編成作業を進めております。今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会にて、議案として審議いただく予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、を報告いたします。資料はございません。

平成20年11月21日現在の市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で1校、1学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖はございません。

また、昨年同時期における臨時休業は、小・中学校ともございませんでした。

なお、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）平成２０年度全国学力・学習状況調査の結果について、を報告いたします。資料№.３をごらんください。

本件は、本年４月に実施された文部科学省の全国学力・学習状況調査について、その結果をまとめましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

平成２０年度文部科学省全国学力・学習状況調査の結果概要について報告いたします。

はじめに、本市における学力調査の結果についてです。お手元の資料№.３の２ページをごらんください。

小学校の平均正答率は、全国、東京都の数値とおおむね同程度か若干上回り、中学校の平均正答率は、すべての教科において全国、東京都の数値を上回っております。しかし、国語Ａや算数・数学Ａの問題、つまり「主に知識に関する問題」に比べて、国語Ｂや算数・数学Ｂの問題、「主に活用に関する問題」の平均正答率は、どの教科についても低い傾向が表れております。このことから、身につけた基礎的・基本的な知識や技能を活用する力を伸ばしていくことが今後の課題となります。

また、前回の調査と同様に、全体的に無解答率が高いことが明らかになりました。こちらは４ページ以降の添付資料を後ほどごらんください。

無解答率が高い傾向を示したのものには、「記述を求める問題」や「解決方法を説明する問題」などがありました。このことから、児童・生徒の学習に対する意欲を高めるような「魅力ある授業づくり」や、「書くこと」に対する習慣化を図ることが求められていることがわかります。

これらの結果を踏まえて、教育委員会事務局としては、次の３つの対応を考えております。

一つ目は、東京都で実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」と同様に、小平市全体における調査結果の分析や考察を行い、各小・中学校にその結果を提供することです。小平市全体の分析や考察を示すことで、各学校において、自校の結果と比較をしたり、保護者・地域向けの通知等の参考にしたりしてもらいたいと考えております。

二つ目は、少人数学習指導の充実や学校支援ボランティア、ティーチング・アシスタント等の活用を通して、児童・生徒の学力向上に向けた学校の取り組みを支援していくことです。

そして三つ目は、各小・中学校において、それぞれの学校の「教科に関する調査」、この結果を詳しく分析し、指導上の課題を明らかにしていくことです。その上で、各学校が作成している授業改善推進プランに明らかになった課題を反映し、具体的な指導内容や指導方法の工夫を行い、日々の授業改善を図るように指導してまいります。

続いて、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果についてです。3ページをごらんください。

表1の結果からもわかるように「朝食を毎日食べていますか」という質問には、ほとんどの児童・生徒が「あてはまる」と回答しています。また、表2の「あてはまる」と回答した児童・生徒と「あてはまらない」と回答した児童・生徒の教科に関する調査の平均正答率の差は、同じ質問で20ポイント以上となっています。

このことから、毎朝、決まった時間に起き、余裕をもって朝食を食べることは生活のリズムを整えることにもなり、そのことは学力向上とも大きくかかわっていることがわかります。

また同様に、「学校のきまり（規則）を守っていますか」の質問からも、「あてはまる」と回答した児童・生徒は、「あてはまらない」と回答した児童・生徒よりも教科に関する調査の平均正答率が高いことがわかります。特に、中学校では28.4ポイントも差がありました。

規則があることの意義を理解し、規則を守って学校生活を送ることは、学力を向上させるためにも大切であることがわかります。

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する回答結果からは、否定的にとらえている児童・生徒が、小学校で約25%、中学校では約40%いることがわかります。このことから、学校ではさまざまな教育活動を通して自尊感情や自己肯定感をはぐくんでいくことが課題となってきます。

教育委員会事務局の今後の対応としては、教科に関する調査と同様に、調査結果の分析や考察を行い、各小・中学校にその結果を提供してまいります。また、各小・中学校において「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」の結果をより詳しく分析することにより、各学校の指導上の課題を明らかにした上で、生活や学習についての指導の改善を図るよう指導してまいります。さらに、家庭・地域に対しても分析結果を周知し、生活習慣や学習環境等について、一層の協力や改善を呼びかけるようにいたします。

以上で、平成20年度文部科学省全国学力・学習状況調査の結果概要について報告を終わります。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）西部市民センターで発生した事件について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）西部市民センターで発生した事件について、を報告いたします。資料はございません。

10月27日、28日の両日にわたり、小川西町図書館が管理する西部市民センター内のポスターに火がつけられるという事態が発生いたしました。消防、警察にも通報いたしました。そ

の際、予防策としてビデオカメラの設置、北側出入口の夜間閉鎖、より一層の来館者への声かけ等のアドバイスをいただきました。

その後、現在に至るまで、同様の事件は発生しておりませんが、今後も注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.4をごらんください。

今回報告いたしますのは、七宝用電気炉1台を、坂本トシエ様より、公民館に御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼を申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（10月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

10月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.5のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

10月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。中学校で管理下では2件、管理外では小学校で1件ございました。

次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で24件、中学校で8件。管理外では小学校で1件ございました。

事故の内容については資料のとおりでございます。

はじめに、今月の事故の特徴的な事例について説明いたします。

けがの部位でございますが、目のけがが10件、骨折または骨折の疑いが8件、歯のけがが4件ございました。特に目のけがは日常的な行動の中で物が目に、またはまぶたに当たるといったものが多くございました。治療に長期間かかるものはございませんでした。また骨折は8件中5件が体育、または運動系のクラブ活動、または部活動など授業中に起きており、12月1日の校長、副校長合同会議で指導上の安全配慮には十分注意するよう指導助言をいたしたいと考えております。

例えば、中学校3年生男子が放課後、ハードルの再測定の際、ハードルに足をぶつけて転倒しひざを骨折したというものは、放課後の補習授業に起きた事故でございます。こういったところでは、特に指導上の安全配慮が必要であると思っております。

なお今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の減少、一般事故は21件の増加でございました。

昨年と同じ月と比べますと交通事故は1件の減少、一般事故は12件の増加でございました。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

平成20年度文部科学省全国学力・学習状況調査の結果について、感想と御質問をさせていただきたいと思っております。

資料によりますと、教科に関する調査結果、そして生活習慣や学習環境に関する調査結果が、考察と今後の対応という項目で詳しく説明されております。今月の教育委員会だよりも掲載され保護者の方々も大変関心を持たれたことだと思います。

この調査結果でやはり関心を引いたのは、生活習慣や学習習慣により教科に関する調査の平均正答率に差があるという点です。中でも朝食を毎日食べている児童・生徒、学校の決まりや友達との約束を守るという規範意識の強い児童・生徒。また、物事を最後までやり遂げてうれしかったという、達成感を感じられる児童・生徒。このような児童・生徒はそうでない児童・生徒と比べると、正答率が高いという結果が出ているということです。

日常生活におきまして、食する時間、学ぶ時間、寝る時間といった一日の生活リズムを整えることの大切さ。そして学校のルール、友達とのルール、社会の中でのルールを守ること。これが学力向上につながるということを児童・生徒はもちろんのこと、保護者の方々にも理解していただきたいと思っております。教育委員会としましてもこの点を重視し、これからも指導の改善を図っていただきたいと思っております。

今回、小平市は小学生、中学生とも、東京都そして全国を上回っているということで、大変喜ばしいことでございます。そこで質問でございますが、国語の平均点の高い学校は算数、あるいは

は数学の平均点が高いといったような、何か国語教科と算数、数学教科との関連性といったようなものは何かございましたでしょうか。

○谷口指導主事

国語の平均正答率の結果と、算数、数学の平均正答率の結果、それから学校ごとによるものについて、でございますが、おおむね国語の平均正答率が高い場合には、算数、数学も同様の傾向が見られております。

以上でございます。

○伊藤委員長

学力調査に関してほかにございせんか。

私の方からお伺いしたいのですが、昨年と比べまして正答率、全国平均、都平均を見ましても数字の上でも伺えるのですが、少々難しかったのでしょうか。まずそれをお伺いします。

○谷口指導主事

今年度が第二回目の調査になりますが、昨年度の結果に比べて今年度は大きく伸びた、あるいは大きく下がったというようなことはございませんでした。全国の平均値を100ととらえた標準化得点というのがありますが、昨年度と同様の結果でございました。

問題そのものにつきましては、昨年度とは若干変わっております。そういった意味では平均正答率の数値が昨年度とは変わっているということはあるかと思えます。

以上でございます。

○伊藤委員長

内容が変化していますから、単純な比較はできないと思いますが、無解答率の話が理事の方からございましたが、昨年と同様というよりも、パーセンテージとしては、今年の方が多くなっているのですね。ですから、一つ考えられることとして、粘り強さということに問題があるのかということと、この調査、テストに関しての児童・生徒の取り組み方、意欲の問題もあるかと思えます。

それと無解答率が高い割には、平均の正答率がある程度維持されているということからして、児童間、特に中学校において生徒間の学力の格差が広がっているのではないかということも危惧されるのですけれども、その辺の分析はいかがでしょうか。

○谷口指導主事

確かに格差もあろうかと考えております。特に無解答率の高い児童・生徒は、長い問題文を読んだだけで何も答えを書かないという傾向もあると学校側から聞いております。そのあたりにつきましては、「分かる授業の展開」ということを主眼において、今後も教育委員会から学校に指

導していきたいと考えております。

以上でございます。

○荒畑委員

平成21年度予算編成方針についてということで、これはすべてお願いになるのですが。東京都、また小平市におきましても、最小のコストで最大のサービス、最大の効果を図るようというところで、これは私も事業を営んでいるのでわかるのですが、やはり非常に今のような社会情勢の中で大事なことはないかと思えます。

ただその中で、やはり教育費というのを比例して単純に節減するというののないようにしていただきたいと思えます。もちろん中身がともなった形での経費ということは大事だと思えますけれども、そういうふうにひとつお願いいたします。

それともう一つが、平成20年度全国学力・学習状況調査の結果についてということで、皆様からお話がありましたように、そのとおりだと思うのですが、ここに朝食を毎日食べている児童・生徒、それと決まりをきちんと守っているという児童・生徒の成績が非常によいということが挙げられております。

これは前の定例会でも申し上げましたように、秋田県が全国一という結果が出ておまして、その児童・生徒がやはり朝食をきちんと食べており、また決まりも守って授業に集中しているということが言われております。

それと、児童・生徒の家庭における学習の習慣化ということも、小平市としても少しずつ授業に入れていただければというふうに思います。

一応以上です。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

ほかにございませぬようでしたら、以上で、(1)から(7)までの教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第33号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第33号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

平成19年12月に「小平市の文化振興の基本方針」が策定され、その中で文化振興に関する事務について一元化を図ることとされ、小平ふるさと村についても、平成21年度から市長部局へ事務委任を行うものとされております。

このため、先月の定例会におきまして協議事項として御了解いただきましたとおり、小平ふるさと村の運営及び管理に関する事務につき、平成21年4月1日から市長部局の市民生活部長に事務委任するため、本案のとおり小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正案を上程したものでございます。

改正の内容は、この規則に列挙されている、委任から除外する事務の中から、第3号の「小平ふるさと村の運営及び管理に関すること」を削除することにより、ほかの文化振興事務と同様、市民生活部長に委任するものでございます。なお、施行期日は平成21年4月1日としております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第33号、小平市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第34号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第34号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

本案は、小平ふるさと村の事務委任にともない、教育委員会各課の事務分掌を定めている小平市教育委員会事務局処務規則において、現在所管している生涯学習推進課の部分から、小平ふるさと村の運営管理に関する事務を削除するものでございます。

平成21年4月1日から市民生活部長に事務委任を図るための小平教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正とあわせて、上程したものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第34号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第35号、小平ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第35号、小平ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

本案は、小平ふるさと村に係る事務を市民生活部長に委任し、さらに、指定管理者制度を導入することにともない、小平ふるさと村の団体見学、利用申請、利用の承認等に関する条項中、小平市教育委員会あるいは教育長としているものを、市民生活部長とすること、さらに、第7条として、指定管理者に関する読みかえ規定を新たに設けるものでございます。

この改正規則は、平成21年4月1日から施行いたします。

なお、小平ふるさと村条例についての指定管理者制度の導入に係る改正は、今年の5月の教育委員会定例会にて可決いただき、6月の市議会で可決のうえ、改正されているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第35号、小平ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第36号、小平ふるさと村の指定管理者の指定の申出について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第36号、小平ふるさと村の指定管理者の指定の申出について、を説明いたします。

小平ふるさと村については、平成21年度から指定管理者制度の導入を予定しており、これまで、地方自治法第244条の2、及び、小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者の指定について準備を進めてまいりました。

このたび、候補者を選定いたしましたことから、指定管理者の指定についての議案を、本案のとおり、市議会12月定例会に上程するよう、市長に申し出るものでございます。

指定管理者の候補者については、「小平市の文化振興の基本方針」に基づき、財団法人小平市文化振興財団を公募によらない特例選定とし、指定期間は5年間といたしました。

なお、選定に当たっては、小平ふるさと村指定管理者審査委員会を設置し、今月5日に書類審査及び面接審査を行った結果、資料のとおり、財団法人小平市文化振興財団が小平ふるさと村の管理運営を行う事業者として、ふさわしいと認められております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ありますか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第36号、小平ふるさと村の指定管理者の指定の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第37号、平成20年度教育予算の補正の申出について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第37号、平成20年度教育予算の補正の申出について、を説明いたします。

本案は、市議会12月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で1,280万3,000円を増額し、教育費都補助金で692万円を増額し、教育債で830万円を減額いたします。

歳出につきましては、小学校費で1,144万1,000円の減、中学校費で1,010万7,000円の増、社会教育費で270万4,000円の増、保健体育費で378万7,000円の増、合計して教育費で515万7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

○吉田委員

今回、光熱水費の増というのが各小学校・中学校、あと市民総合体育館におきまして出ております。これは今年度特別に何かこの光熱水費がかかるような事業をやられたとか、何かそういったものがあつたのでしょうか。

○永田学務課長補佐

特別な学校関係事業等を行ったということはなく、光熱水費につきましては、燃料費の単価の増が大きなものとなっております。

○伊藤委員長

では私の方から、教育費のところ、学園東小学校の給水管改修工事のことが出ておりますが、これはどういう状況になって、どのような対策を講じるものでこの経費が発生してきたのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

学園東小学校給水管改修工事につきましては、本年の夏でしょうか、学園東小学校の方で錆の固形物、または赤水が出るようになりまして、その対策を考えたわけでございます。

当面赤水、錆の固形物に対しましては蛇口にガーゼを取りつけまして、それで水道水の純度を保とうということが一つ。それから、配水管内の洗浄もいたしました。さらに赤水あるいは錆の固形物が含まれることよっての健康上の問題がございますので、それらについても検査しました。健康上の問題については特に問題はないということで、検査機関から連絡をいただきました。

健康上には問題はないのですが、赤水と錆の固形物が出るということに対して、管を新しくしなくてはいけないということで、今回1,600万円という額を補正で計上したわけでございます。

今までの経緯等は以上のようなことでございます。

○伊藤委員長

やはり水は児童、教職員が口にするものですので、ほか26校においても注意を払っていただきたいと思います。

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第37号、平成20年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。10時25分まで休憩します。

午前10時15分 休憩